

福岡県公報

平成17年5月9日
第2384号

目 次

告 示 (第934号—第938号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○土地改良事業の同意	(農地計画課) 1
○福岡県土地利用基本計画の変更	(地域政策課) 1
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 2
 公 告	
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 2
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 3
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 4
○一般競争入札の実施	(公園街路課) 4

告 示

福岡県告示第934号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字宮園1282番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市上岩田字宮園1062番地1

柳 幸子

福岡県告示第935号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字寺田1681-1、1681-2、1682・1684合併2及び1685-1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市小郡1020-16

小西 静雄

福岡県告示第936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成17年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
宮田町	農業用ため池整備事業 (松尾地区)	平成17年4月13日

福岡県告示第937号

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成17年3月31日付で変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の森林地域の区域及び福岡県土地利用基本計画書

2 変更の内容

(1) 計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
森林地域	次の図面のとおり	太宰府市、久山町、上陽町、高田町、飯塚市、川崎町、赤村及び北九州市

「次の図面」は省略し、福岡県企画振興部地域政策課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

(2) 計画書

計画書の項目	変更の内容
1 土地利用の基本方向 (4) 土地利用の原則 ④ 自然公園地域	8ページ3行目 「自然公園法第18条第1項」を「自然公園法第14条第1項」に改める。
	8ページ5行目 「自然公園法第17条第1項又は第42条第1項」を「自然公園法第13条第1項又は第60条第1項」に改める。

福岡県告示第938号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営筑後市地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し		
県営筑後市地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成17年5月9日から 平成17年6月6日まで	筑後市役所

県営筑後市地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

飯塚都市計画道路3・4・8号目尾忠隈線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成17年6月3日 午後7時から9時まで

(2) 場所

イイヅカコミュニティセンター2階展示ホール（飯塚市飯塚14番67号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路 線 名	位 置	区域（延長）
3・4・8号目尾忠隈線	起点 飯塚市大字目尾字ナギノ浦 終点 穂波町大字忠隈字竜毛 主な経過地 飯塚市本町	約8,390メートル

(2) 閲覧

同案については、平成17年5月9日から同月23日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び飯塚市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年5月23日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

宮田都市計画道路 3・5・1号桐野太蔵線、3・4・2号羅漢龍徳線、3・5・4号宮田本白線、3・4・8号片鉢辨鳥線、3・5・3号龍徳鴨生田線及び3・5・3号上大隈磯光線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成17年6月1日 午後7時から9時まで

(2) 場所

マリーホール宮田（鞍手郡宮田町大字宮田72-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・1号桐野太蔵線	起点 宮田町大字宮田字山部 終点 宮田町大字宮田字牛井 主な経過地 宮田町大字宮田字三月田	約650メートル
3・4・2号羅漢龍徳線	起点 宮田町大字長井鶴字打園 終点 宮田町大字龍徳字藤原 主な経過地 宮田町大字本城字前古川	約2,970メートル
3・5・4号宮田本白線	起点 宮田町大字宮田字三月田 終点 宮田町大字本城字本白 主な経過地 宮田町大字宮田字手打	約670メートル
3・4・8号片鉢辨鳥線	起点 宮田町大字宮田字片鉢 終点 宮田町大字宮田字辨鳥 主な経過地 宮田町大字宮田字辨鳥	約220メートル
3・5・3号龍徳鴨生田線	起点 宮田町大字龍徳字藤原 終点 宮田町大字龍徳字奥百合野 主な経過地 宮田町大字龍徳字相手無	約2,750メートル
3・5・3号上大隈磯光線	(廃止する)	

(2) 閲覧

同案については、平成17年5月9日から同月23日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宮田町都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年5月23日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

直方都市計画道路3・4・5号新屋敷下新入線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成17年6月6日 午後7時から9時まで

(2) 場所

直方市役所503・504号会議室（直方市殿町7-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・5号新屋敷下新入線	起点 直方市大字知古 終点 直方市大字下新入 主な経過地 直方市大字上新入	約2,000メートル

(2) 閲覧

同案については、平成17年5月9日から同月23日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び直方市建設部建築都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年5月23日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

筑豊緑地屋外プールにおける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付しま

す。

平成17年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

プール用器具 86点

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年6月27日から平成17年7月14日まで

(4) 納入場所

福岡県嘉穂郡庄内町大字仁保8-25

筑豊緑地内屋外プール

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成11年3月福岡県告示第553号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成17年5月16日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	06	計測機器	A、AA
10	02	体育用具	A、AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納入できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を平成17年5月13日(金)までに提出し、確認を受けている者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県飯塚土木事務所総務企画課

〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩8番1号

電話番号 0948-23-4111（内線316）

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

平成17年5月9日(月)から平成17年5月16日(月)までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成17年5月16日(月) 午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県飯塚市新立岩8番1号

福岡県飯塚木事務所入札室

(2) 日時

平成17年5月17日(火) 午前10時30分

10 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。

）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他、詳細は入札説明書による。